

公開用（送付文書では* * * *部分は実名）

京都府京都市中京区菊屋町
京都地方裁判所
第三民事部

八木良一裁判長殿
飯野里朗裁判官殿
財賀理行裁判官殿

貴裁判所に係属している京都大学再生医科学研究所井上一知教授の再任拒否事件は、大学の学問の自由を危機に陥れる重大事件であると憂慮したわれわれ、大学関係者、法曹、一般市民から、緊急にお願いに及びます。この要望書を是非お読み頂き、社会正義のため、日本の学問の将来のため、司法権として、公正なご判断を下して下さることを心から期待しております。

2003年12月10日

提出者代表 村上陽太郎（京都大学名誉教授）

目次

1	要望書	2
2	大学界有志の所属する 86 大学	4
3	大学界有志 242 名 名簿、11 月 20 日～12 月 8 日	4
4	市民有志の居住する 27 都道府県名	11
5	一般有志 264 名、11 月 20 日～12 月 8 日	11
6	連署者メッセージ	18

1 要望書

京都大学再生医科学研究所の井上一知教授がいわゆる大学教員任期制法に基づき失職扱いにされていますが、これは、以下に述べるように、学問の自由を守るべき大学が自ら教員の学問の自由を侵害しており、裁判所によって、本来救済されるべき事件です。貴職におかれては、この問題を根底から再考して、井上教授を本年5月1日に遡って復職させていただきますように要請します。

同教授は、平成15年4月30日までの任期に先立ち、その一年前に再任申請の手続きをされました。井上教授は再生医療に関する研究業績で国際的に高い評価を受け、日本再生医療学会の初代会長を勤められました。特に糖尿病に対する再生医療開発研究は臨床応用直前の段階にあり、多くの患者さんがその開発を待ち望んでおられます。再任審査の結果、超一流の専門家7名から構成される外部評価委員会の委員全員が一致して、今後の活躍に期待し、再任に賛成との結論を出されました。

ところが、同研究所内部の協議員会は、“外部評価委員会の評価に「基づいて」決定する”という内規を無視し、井上教授に何等の説明の機会を与えることもなく、「基づかない」理由を示すことなく、再任を拒否しました。井上教授は当時の所長に対して再任拒否理由の明示を求められましたが、なしのつづてです。

大学教員の人事権は大学に属するという大学の自治が、今日学問の自由の一内容として承認されていますが、それは公明・正大であるべきです。このような事件がそのまま見過ごされては、教員の学問の自由は、国家権力からは独立でも、大学内の権力によって弾圧されてしまいます。これは大学の自治・研究所自治の濫用です。国家権力に抵抗して、大学の自治を守った京大滝川事件の70周年に当たる本年に、京大がみずから弾圧者側に回るという事態に至ったことは、誠に遺憾であります。

任期制を採用する大学・学部は急激に増加し、医学部ではすでに20大学以上が任期制を採用し、横浜市立大学では全教官の任期制への移行が議論されています。今回のような理不尽な処置が容認されると、任期制教官の地位は、いかに業績を挙げどれほど社会的貢献をなそうとも、それとは関係なく、再任を決定する機関の恣意的な判断に全面的に依存することになってしまいます。

これでは、教員は再任拒否の憂き目にあわないようにと、発言どころか、研究をも自己規制することになり、それが全国に波及する結果、この国では、自由な学問は死滅します。大学内に救済の道が閉ざされていることを踏まえ、日本は法治国家であることを信じておられる井上教授は、もはや一個人のためだけでなく、憲法で保障された教員の学問の自由を守るために、そして将来の日本の社会のために、京都地裁に行政訴訟を提起されました。

本件は、仮の救済がないと、研究がストップして回復が至難になるところから、井上教授は、さしあたり、行政訴訟における仮の救済である執行停止を申請しましたが、本年4月30日、貴裁判所（京都地裁民事三部）は、本件は“任期切れで失職したのだから救済の道はない”とか、“任期制の教員からの再任申請に対して、任命権者は審査をする職務上の義務はあるが、再任申請者に対する関係での義務とまではいえない”といった考え方により、却下（門前払い）をされました。しかし、これは時間のない中で急遽判断されたためと推察されます。

そこで、目下、この失職扱いを行政処分として、その取消しを求める本案訴訟が貴裁判所に係属していますが、これに対し、元京大法学部助教授でもあり、前最高裁判事の園部逸夫博士は、今回の井上事件を、大学の自治を侵害し、日本の教官任期制度を根幹から歪める極めて重大な社会的な事件と判断され、貴裁判所に意見書を提出されました。その中で、“大学自治の理念もその運用を誤ると、教授会の独善や、派閥人事の隠蔽などに悪用される恐れがある。任期制の運用に当たっては、大学教員の身分保障に基づく学問の自由と発展と言う、大学自治の基本理念に反することがあってはならないのである。”と述べられています。

考えますと、たしかに、任期が適法につけられ、しかも、公明正大な評価とルールに基づいて再任拒否が行われれば、任期満了により失職となるはずですが、本件では、憲法で定められた裁判官の任期制とは異なり、本人の事前の同意が必要ですが、井上教授が公募に応じたときには任期制との説明もなく、発令直前に事務官から急遽同意を求められたということですし、業績をあげても問答無用で再任拒否されるとまでは予想できなかったでしょうから、そんなことであるとすればその同意に瑕疵があったこととなります。しかも、本件は一号任期制ですが、井上教授のポストがこれに該当する理由の説明もありません。文部科学省は、任期制を導入できる場合を限定したものと国会で言明しています。以上の理由により、本件では任期が適法につけられたとはいえないと思われまます。

また、再任申請に対する審査について、文部科学省は新規採用手続と同じと考えてきたようですが、それでも国会答弁では再任拒否に対して司法審査の道があると認めていますし、判例でもそのようなものがあります。しかも、再任審査は一般の新規採用とは異なり、再任申請者のみを対象とし、かつ、任期制法に基づく文部科学省令から学則に授権された手続で行っておりますので、単なる職務上の義務にとどまるものではなく、外部評価に「基づく」といったそのルールに違反すれば、およそ公明正大な評価とルールとはいえないものですから、違法となるものと考えます。

それにもかかわらず、本件を、単に任期切れとして、門前払いで済ませるので、日本は法治国家とはいえないと信じます。

丁度今、日本の行政訴訟は、「やるだけムダ」といわれて、機能不全に陥ってい

るとの認識のもと、それを国民・利用者の立場に立って機能させるべく、その改革作業が進んでいますが、本来これは立法を待つことなく、裁判所の努力でも十分に改善できるものと考えます。

貴裁判所におかれては、短時間で行われた先の判断にこだわらずに、ここで、学問の自由の崩壊を防ぎ、法治国家を実現するために、法理論を再検討され、本件の真相を徹底的に解明されて、井上教授の学問的断絶を早急に回復すべく、公正な御判断を下されますよう、切にお願い申し上げます。

2 大学界有志の所属する 86 大学

京都大学 (16 名)、東北大学 (11 名)、名古屋工業大学 (10 名)、北海道大学 (10 名)、琉球大学 (8 名)、九州大学 (8 名)、神戸大学 (7 名)、広島大学 (7 名)、名古屋大学 (7 名)、富山大学 (6 名)、高知大学 (6 名)、金沢大学 (5 名)、大阪大学 (5 名)、岐阜大学 (5 名)、京都府立医科大学 (5 名)、北九州市立大学 (5 名)、岡山大学 (5 名)、弘前大学 (4 名)、新潟大学 (4 名)、群馬大学 (4 名)、東京大学 (4 名)、名古屋市立大学 (3 名)、三重大学 (3 名)、香川大学 (3 名)、横浜国立大学 (3 名)、横浜市立大学 (3 名)、佐賀大学 (3 名)、千葉大学 (3 名)、鹿児島大学 (3 名)、東京芸術大学 (2 名)、追手門学院大学 (2 名)、長崎大学 (2 名)、山形大学 (2 名)、山口大学 (2 名)、東京農工大学 (2 名)、聖マリアンナ医科大学 (2 名)、静岡大学 (2 名)、熊本大学 (2 名)、小樽商科大学 (2 名)、大阪市立大学 (2 名)、北海道教育大学 (2 名)、京都教育大学 (2 名)、東京海洋大学 (2 名)、日本大学 (2 名)、東京都立大学 (2 名)、東京工業大学 (2 名)、大阪教育大学 (2 名)、奈良女子大学 (1 名)、宮崎大学 (1 名)、姫路工業大学 (1 名)、(1 名)、北里大学 (1 名)、大分大学 (1 名)、立命館大学 (1 名)、室蘭工業大学 (1 名)、北海学園大学 (1 名)、慶應義塾大学 (1 名)、西九州大学 (1 名)、福島県立医科大学 (1 名)、福井大学 (1 名)、桃山学院大学 (1 名)、東邦大学 (1 名)、滋賀医科大学 (1 名)、岩手大学 (1 名)、お茶の水女子大学 (1 名)、愛知大学 (1 名)、九州工業大学 (1 名)、京都府立大学 (1 名)、京都工芸繊維大学 (1 名)、奈良県立大学 (1 名)、鳴門教育大学 (1 名)、千葉短期大学 (1 名)、東京水産大学 (1 名)、文教大学 (1 名)、奈良教育大学 (1 名)、鳥取大学 (1 名)、大阪経済法科大学 (1 名)、武蔵工業大学 (1 名)、東京女子医科大学 (1 名)、政策研究大学院大学 (1 名)、帝塚山大学 (1 名)、鈴鹿医療科学大学 (1 名)、東京学芸大学 (1 名)、南山大学 (1 名)、三重短期大学 (1 名)、筑波大学 (1 名)、昭和大学 (1 名)

3 大学界有志 242 名 名簿、11 月 20 日～12 月 8 日

裁判所提出文書では * * * * は実名

塚田 和美	お茶の水女子大学	理学部
武田 真一郎	愛知大学	法学部
間嶋 隆一	横浜国立大学	教育人間科学部
北川 善英	横浜国立大学	教育人間科学部
玉野 研一	横浜国立大学	大学院工学研究院
永岑 三千輝	横浜市立大学	商学部

西島 益幸	横浜市立大学	商学部
佐藤 真彦	横浜市立大学	大学院総合理学研究科
野田 隆三郎	岡山大学*	環境理工学部
真実 一美	岡山大学	経済学部
大野 威	岡山大学	経済学部
稲垣 賢二	岡山大学	農学部
白井 浩子	岡山大学	理学部
田中 稔	岩手大学	教育学部
****	岐阜大学	医学部
****	岐阜大学	医学部
郭 泰彦	岐阜大学	医学部
竹内 茂	岐阜大学	教育学部
横井 輝之	岐阜大学	工学部
松田 達郎	宮崎大学	工学部
駒田 聡	京都教育大学	教育学部
細川 友秀	京都教育大学	教育学部
左巻 健男	京都工芸繊維大学	アドミッションセンター
****	京都大学	
藤井 康雄	京都大学*	医学部
大熊 正人	京都大学*	経済学研究科
岡田 知弘	京都大学	工学部(名誉教授)
村上 陽太郎	京都大学*	再生医科学研究所
****	京都大学	再生医科学研究所
****	京都大学	再生医科学研究所
****	京都大学	再生医科学研究所
****	京都大学	再生医科学研究所
****	京都大学	再生医科学研究所
****	京都大学	再生医科学研究所
****	京都大学	再生医科学研究所
****	京都大学	再生医科学研究所
****	京都大学	再生医科学研究所
角 昭一郎	京都大学	再生医科学研究所
日裏 彰人	京都大学	再生医科学研究所
****	京都大学	再生医科学研究所
吉村 洋介	京都大学	理学部
****	京都府立医科大学	外科学教室消化器外科学部門
****	京都府立医科大学	外科学教室消化器外科学部門
****	京都府立医科大学	外科学教室消化器外科学部門
山岸 久一	京都府立医科大学	外科学教室消化器外科学部門
萩原 明於	京都府立医科大学	外科学教室消化器外科学部門
竹山 清明	京都府立大学	人間環境学部
打出 喜義	金沢大学	医学部
伍賀 一道	金沢大学	経済学部
森 茂	金沢大学	自然科学研究科

鈴木 恒雄	金沢大学	総合メディア基盤センター
名古屋 道功	金沢大学	法学部
栗山 次郎	九州工業大学	情報工学部
森 祐行	九州大学*	九州大学名誉教授(工学研究院)
三好 永作	九州大学	総合理工学研究院
田中 雅夫	九州大学	大学院医学研究院
川瀬 博	九州大学	大学院人間環境学研究院
田口 雄一郎	九州大学	大学院数理学研究院
****	九州大学	大学院農学研究院
菊池 政道	九州大学	農学研究院
木佐 茂男	九州大学	法学研究院
松瀬 憲司	熊本大学	教育学部
木村 浩則	熊本大学	教育学部
****	群馬大学	医学部
近藤 義臣	群馬大学	工学部
立元 一彦	群馬大学	生体調節研究所
****	群馬大学	大学院医学系研究科
石井 裕正	慶應義塾大学	医学部消化器内科
安野 正明	広島大学	総合科学部
平手 友彦	広島大学	総合科学部
上野 聡	広島大学	大学院 生物圏科学研究科
佐藤 清隆	広島大学	大学院生物圏科学研究科
草野 完也	広島大学	大学院先端物質科学研究科
****	広島大学	法学部
****	広島大学	理学研究科
佐藤 公彦	弘前大学	医学部
麓 信義	弘前大学	教育学部
村松 恵二	弘前大学	人文学部
宮永 崇史	弘前大学	理工学部
藤本 喬雄	香川大学	経済学部
****	香川大学	法学部
****	香川大学	法学部
青木 宏治	高知大学	
玉木 尚之	高知大学	教育学部
古川 泰	高知大学	農学部
遠藤 広光	高知大学	理学部
岡村 眞	高知大学	理学部
峯 一朗	高知大学	理学部
****	佐賀大学	医学部
半田 駿	佐賀大学	農学部
豊島 耕一	佐賀大学	理工学部
伊佐地 秀司	三重大学	医学部第1外科

山中 章	三重大学	人文学部
川原田 嘉文	三重大学	名誉教授
小松 浩	三重短期大学	法経科
坂井 伸之	山形大学	教育学部
品川 敦紀	山形大学	理学部
三好 正毅	山口大学	工学部
牧野 哲	山口大学	工学部
相見 良成	滋賀医科大学	分子神経科学研究センター
***	鹿児島大学	医学部保健学科地域看護・看護情報学(生物学)
山本 雅史	鹿児島大学	農学部
小栗 実	鹿児島大学	法文学部
****	室蘭工業大学	保健管理センター
田中 康博	小樽商科大学	商学部
本久 洋一	小樽商科大学	商学部企業法学科
井廻 道夫	昭和大学	医学部第二内科
****	新潟大学	法学部
根森 健	新潟大学	法学部
****	新潟大学	理学部
渡辺 勇一	新潟大学	理学部
****	神戸大学	工学部
****	神戸大学	大学院経済学研究科
阿部 泰隆	神戸大学	大学院法学研究科
位田 央	神戸大学	大学院法学研究科 院生
石橋 克彦	神戸大学	都市安全研究センター
尼川 大作	神戸大学	発達科学部
高橋 昌明	神戸大学	文学部
福井 秀夫	政策研究大学院大学	
長嶋 隆	聖マリアンナ医科大学	医学教育研究室
窪田 倭	聖マリアンナ医科大学	医学部 一般外科
山崎 栄一	西九州大学	健康福祉学部社会福祉学科
橋本 誠一	静岡大学	人文学部
村上 健司	静岡大学	電子工学研究所
柳原 二郎	千葉大学*	
東崎 健一	千葉大学	教育学部
税所 宏光	千葉大学	大学院医学研究院腫瘍内科学
佐分利 豊	千葉短期大学	
赤石 和幸	大阪教育大学	教育学部
田中 ひかる	大阪教育大学	教育学部
比山 節男	大阪経済法科大学	法学部
佐竹 克介	大阪市立大学*	医学部
平岡 久	大阪市立大学	大学院法学研究科
松尾 知之	大阪大学	健康体育部

中野 元裕	大阪大学	大学院工学研究科
上村 清仁	大阪大学	大学院歯学研究科顎口腔病因病態制御学講座
****	大阪大学*	名誉教授
小森田 喬志	大阪大学*	理学研究科
星野 修	大分大学	工学部
****	筑波大学	数理物質科学研究科(大学院生)
佐久間 正	長崎大学	環境科学部
田中 謙	長崎大学	経済学部
****	鳥取大学	工学部
井ノ口 淳三	追手門学院大学	人間学部
佐々木 英一	追手門学院大学	人間学部
渡辺 賢	帝塚山大学	法政策学部
江口 正義	東京海洋大学	海洋工学部
大島 正毅	東京海洋大学	海洋工学部
小林 興	東京学芸大学	教育学部
****	東京芸術大学	
土田 英三郎	東京芸術大学	音楽学部
****	東京工業大学	応用セラミックス研究所
川中子 正	東京工業大学	理学部
****	東京女子医科大学	消化器内科
安藤 豊	東京水産大学*	水産学部
野村 剛史	東京大学	総合文化研究科
白井 深雪	東京大学	大学院農学生命科学研究科附属農場二宮果樹園
柳澤 悠	東京大学	東洋文化研究所
浦辺 徹郎	東京大学	理学系研究科
石川 知広	東京都立大学	人文学部
****	東京都立大学	人文学部心理教育学科教育学専攻
吉田 央	東京農工大学	農学部
小島 喜孝	東京農工大学	農学部
百瀬 弥寿徳	東邦大学	薬学部
砂村 眞琴	東北大学	医学系研究科消化器外科
松野 正紀	東北大学	医学部消化器外科
小田中 直樹	東北大学	経済学研究科
森田 利奈	東北大学	消化器外科
石栗 義雄	東北大学*	生命科学研究科
嶋田 一郎	東北大学	生命科学研究科
****	東北大学	大学院医学系研究科外科病態学講座生体調節外科学分野
武田 和憲	東北大学	大学院医学研究科外科病態学講座消化器外科学分野
川端 望	東北大学	大学院経済学研究科
長谷川 浩司	東北大学	大学院理学研究科
林野 友紀	東北大学	大学院理学研究科ニュートリノ科学研究センター
西村 徹	桃山学院大学*	

平賀 章三	奈良教育大学	教育学部
南 眞二	奈良県立大学	地域創造学部
落合 豊行	奈良女子大学	理学部情報科学科
岡田 正則	南山大学	法学部
長沼 宗昭	日本大学	法学部
竹田 保正	日本大学	理工学部
岡田 眞美子	姫路工業大学	環境人間学部
横畑 泰志	富山大学	教育学部
広瀬 信	富山大学	教育学部
***	富山大学	経済学部
星野 富一	富山大学	経済学部
小林 武彦	富山大学	理学部
浜本 伸治	富山大学	理学部
青山 貞一	武蔵工業大学	大学院環境情報学研究科
木村 亮	福井大学	教育地域科学部
福田 俊章	福島県立医科大学	医学部
***	文教大学	国際学部
近藤 哲雄	北海学園大学	法学部
油川 英明	北海道教育大学	岩見沢校
神谷 章生	北海道教育大学	教育学部
増子 捷二	北海道大学	R I センター
阿部 剛史	北海道大学	総合博物館
高橋 英樹	北海道大学	総合博物館
中村 郁	北海道大学	大学院理学研究科
渡邊 信久	北海道大学	大学院理学研究科
山口 二郎	北海道大学	法学研究科
亘理 格	北海道大学	法学研究科
神沼 公三郎	北海道大学	北方生物圏フィールド科学センター
三上 敏夫	北海道大学	理学研究科
辻下 徹	北海道大学	理学研究科
***	北九州市立大学	外国語学部
漆原 朗子	北九州市立大学	文学部
木原 謙一	北九州市立大学	文学部
上脇 博之	北九州市立大学	法学部
植木 淳	北九州市立大学	法学部
***	北里大学	医療系研究科
***	名古屋工業大学	つくり領域
庄 建治朗	名古屋工業大学	システムマネジメント工学科
玉岡 悟司	名古屋工業大学	技術部
大出 義仁	名古屋工業大学	工学研究科
寺尾 光身	名古屋工業大学*	工学部
***	名古屋工業大学	工学部 電気情報工学科

荒川 正徳	名古屋工業大学	材料工学科
淡路 英夫	名古屋工業大学	材料工学科
藤岡 伸子	名古屋工業大学	大学院
北 重公	名古屋工業大学	大学院 しくみ領域
清水 昭信	名古屋市立大学	システム自然科学研究科
藤吉 行雄	名古屋市立大学	医学部附属病院
****	名古屋市立大学	人文社会学部・人間文化研究科
黒田 光太郎	名古屋大学	工学研究科
hiroki shouzou	名古屋大学	情報科学研究科
成瀬 達	名古屋大学	大学院医学系研究科 分子総合医学 病態修復内科学
星野 香	名古屋大学	大学院理学研究科
森 英樹	名古屋大学	法学研究科
****	名古屋大学	理学研究科
池内 了	名古屋大学	理学研究科
岩永 定	鳴門教育大学	学校教育学部
藤原 猛爾	立命館大学	法学部
****	琉球大学	医学部
****	琉球大学	医学部
仲尾 善勝	琉球大学	工学部
屋富祖 建樹	琉球大学	工学部機械システム工学科
亀山 統一	琉球大学	農学部
玉城 勲	琉球大学	法文学部
矢野 昌浩	琉球大学	法文学部
賀数 清孝	琉球大学	理学部
****	鈴鹿医療科学大学	医用工学部

”大学名*”は退職者

4 市民有志の居住する 27 都道府県名

京都府 (103 名), 兵庫県 (40 名), 大阪府 (25 名), 東京都 (19 名), 滋賀県 (14 名), 奈良県 (12 名), 徳島県 (9 名), 神奈川県 (7 名), 福岡県 (4 名), 埼玉県 (4 名), 茨城県 (3 名), 岩手県 (2 名), 千葉県 (2 名), 静岡県 (2 名), 北海道 (2 名), 広島県 (2 名), 愛知県 (2 名), (1 名), 長野県 (1 名), 山口県 (1 名), 長崎県 (1 名), 岐阜県 (1 名), 新潟県 (1 名), 宮城県 (1 名), 高知県 (1 名), 愛媛県 (1 名), 沖縄県 (1 名), 他 (2 名)

5 一般有志 264 名、11 月 20 日 ~ 12 月 8 日

裁判所提出文書では * * * * は実名

塩田 勝則	愛知県	会社員
* * * *	愛知県	会社員
篠原 佳	愛知県	会社員
* * * *	愛媛県	臨床検査
* * * *	茨城県	学生
* * * *	茨城県	学生
* * * *	茨城県	主婦
上原 幸盛	沖縄県	医師
藤井 友紀	岩手県	主婦
藤井 厚之	岩手県	牧師
* * * *	岐阜県	日本福祉大学名誉教授
* * * *	宮城県	外科医師
* * * *	京都府	
奥野 泰行	京都府	
古池 悦子	京都府	
山本 ちづる	京都府	
松村 武紀子	京都府	
森岡 昌子	京都府	
大森 淳史	京都府	スーパー経営
伊藤 タカ子	京都府	ポーカーリスト
加治 弘	京都府	医師
栗田 昌治	京都府	医師
藤田 弘	京都府	一級建築士
西口 景介	京都府	飲食店
* * * *	京都府	会社員
* * * *	京都府	会社員
* * * *	京都府	会社員
* * * *	京都府	会社員
稲垣 ユキ子	京都府	会社員
吉田 弘樹	京都府	会社員

吉野 昇	京都府	会社員
橋本 輝夫	京都府	会社員
栗田 和俊	京都府	会社員
高木 祥介	京都府	会社員
寺崎 純	京都府	会社員
篠原 茂生	京都府	会社員
舟橋 邦子	京都府	会社員
十倉 康光	京都府	会社員
松井 勝巳	京都府	会社員
上原 敬	京都府	会社員
森 淳司	京都府	会社員
石田 佳子	京都府	会社員
曾根原 令子	京都府	会社員
大熊 藍子	京都府	会社員
林 孝行	京都府	会社員
横川 総一郎	京都府	会社経営
橋添 友紀	京都府	会社経営
木下 辰雄	京都府	会社経営
橋添 右幸	京都府	会社役員
近藤 暢宏	京都府	会社役員
橋本 優	京都府	学生
橋本 亮	京都府	学生
栗田 依未子	京都府	学生
大谷 純子	京都府	学生
***	京都府	京都大学名誉教授
栗田 和則	京都府	歯科医師
古池 克己	京都府	児童文学作家
***	京都府	自営
石塚 真次	京都府	自営業
***	京都府	自営業
成瀬 正規	京都府	自営業
尾江 誘紀	京都府	自営業
藤井 次子	京都府	社会保険労務士
***	京都府	主婦
***	京都府	主婦
***	京都府	主婦
横川 章子	京都府	主婦
荻野 洋子	京都府	主婦
吉岡 あゆみ	京都府	主婦
橋添 やよひ	京都府	主婦
橋本 明子	京都府	主婦
栗田 弘子	京都府	主婦

笹野 順子	京都府	主婦
山口 恵子	京都府	主婦
寺崎 恵理子	京都府	主婦
篠原 益子	京都府	主婦
十倉 純代	京都府	主婦
小川 桂子	京都府	主婦
小林 恵美子	京都府	主婦
松井 瑳己子	京都府	主婦
杉山 知佐子	京都府	主婦
成瀬 初子	京都府	主婦
成瀬 洋子	京都府	主婦
西口 和子	京都府	主婦
石塚 祥恵	京都府	主婦
千葉 昌子	京都府	主婦
大熊 寿美	京都府	主婦
大森 啓子	京都府	主婦
大谷 禮子	京都府	主婦
中島 幸子	京都府	主婦
長谷川 智津子	京都府	主婦
島津 昌子	京都府	主婦
南奉 悦子	京都府	主婦
南奉 千鶴子	京都府	主婦
尾江 美智子	京都府	主婦
米田 和子	京都府	主婦
名筋 はる	京都府	主婦
名筋 やすこ	京都府	主婦
木下 道子	京都府	主婦
****	京都府	僧侶
南奉 栄雄	京都府	僧侶
南奉 秀行	京都府	僧侶
森 かな子	京都府	大学生
中川 典美	京都府	大学生
本井 明	京都府	地方公務員
吉岡 正和	京都府	地方公務員（京北町役場）
倉斗 秀子	京都府	茶道
饗庭 一慶	京都府	同志社高等学校社会科教諭
****	京都府	無職
****	京都府	無職
松浦 正明	京都府	無職
松浦 良江	京都府	無職
成瀬 鈴男	京都府	無職
中島 弘	京都府	無職

本井 洋	京都府	無職
西迫 俊雄	広島県	なし
三戸	広島県	会社員
****	高知県	医師
吉田 弘行	埼玉県	会社員
****	埼玉県	看護師
****	埼玉県	看護師
吉田 かおり	埼玉県	看護師
新居 宗	山口県	桃福（代表）
高木 勤	滋賀県	会社員
森下 泰世	滋賀県	会社員
堤 早苗	滋賀県	会社員
米谷 明男	滋賀県	会社員
林田 秀一	滋賀県	会社員
澤村 信夫	滋賀県	会社員
久保井 五洋	滋賀県	公務員
大村 七子	滋賀県	主婦
藤山 庸子	滋賀県	主婦
林田 郁子	滋賀県	主婦
今村 欣子	滋賀県	無職
山本 和子	滋賀県	無職
渡邊 廣子	滋賀県	無職
白井 幸子	滋賀県	無職
井上 龍介	新潟県	会社員
政野 淳子	神奈川県	
稲田 秀和	神奈川県	会社員
石垣 一典	神奈川県	会社経営
下山 興一	神奈川県	会社役員
****	神奈川県	公務員
岡田 智子	神奈川県	主婦
****	神奈川県	大学院生
松井 俊之	静岡県	会社員
松井 晴美	静岡県	主婦
後藤 敏彦	千葉県	環境 NGO、大学非常勤講師
藤原 寿和	千葉県	地方公務員
森鼻 哲生	大阪府	医師
藤村 昌樹	大阪府	医師
花岡 茂	大阪府	会計事務所職員
****	大阪府	会社員
****	大阪府	会社員
栗田 健一	大阪府	会社員
河内 耕作	大阪府	会社員

梶 真人	大阪府	会社員
三ヶ山 茂樹	大阪府	会社員
上村 潤子	大阪府	会社員
川中 彩子	大阪府	会社員
木下 博之	大阪府	会社員
木村 一貴	大阪府	会社員
木村 悦子	大阪府	会社員
watarai hiroyuki	大阪府	会社役員
佐藤 保子	大阪府	教員
木村 正弥	大阪府	自営業
粟田 さとみ	大阪府	主婦
三ヶ山 幹子	大阪府	主婦
山本 公子	大阪府	主婦
中井 由美子	大阪府	主婦
阿部 英和	大阪府	地方公務員
斎藤 浩	大阪府	弁護士
赤津 加奈美	大阪府	弁護士
藤巻 次雄	大阪府	弁護士
岩永 光子	長崎県	主婦
宮崎 省吾	長野県	
****	東京都	
****	東京都	
徳永 将	東京都	システムエンジニア
****	東京都	会社員
****	東京都	会社員
鷹取 敦	東京都	会社員
中川 雅司	東京都	会社員
山岸 真実	東京都	環境 NPO 会員
野村 修身	東京都	工学博士
平野 真佐志	東京都	自営業
****	東京都	自由業
仲井 富	東京都	自由業
村岡 侖衛	東京都	出版業
木塚 たか子	東京都	税理士
市村 拓斗	東京都	大学生
****	東京都	弁護士
高橋 雄一郎	東京都	弁護士
斉藤 驍	東京都	弁護士
中下 裕子	東京都	弁護士
****	徳島県	会社員
****	徳島県	看護師
吉岡 宣子	徳島県	看護師

西尾 京子	徳島県	看護師
井上 義雄	徳島県	自営業
藤田 恵	徳島県	著述業（前徳島県木頭村長）
****	徳島県	糖尿病療養指導士看護師
戎野 浩史	徳島県	日和佐町議会議員
内原 大	徳島県	無職
平岡 美津子	奈良県	音楽講師
****	奈良県	会社員
岡 英樹	奈良県	会社員
****	奈良県	学生
中下 直哉	奈良県	空調設備
亀井 俊和	奈良県	講師
****	奈良県	自営業
亀井 あきこ	奈良県	主婦
中島 福子	奈良県	主婦
平岡 宜子	奈良県	主婦
尾原 宏紀	奈良県	大学院生
矢口 兼俊	奈良県	無職
柿本 幸雄	福岡県	会社員
江良 茂	福岡県	会社員
伏原 孝二	福岡県	会社員
柿本 多鶴子	福岡県	主婦
****	兵庫県	
****	兵庫県	
森田 裕子	兵庫県	
村上 忠義	兵庫県	
東口 倫子	兵庫県	
浅田 明	兵庫県	Freelance Mathematician
樋口 尚道	兵庫県	なし
長谷川 明	兵庫県	サラリーマン
橋本 健治	兵庫県	意匠人設計房
高畑 道博	兵庫県	会社員
寺田 眞策	兵庫県	会社員
小林 幹司	兵庫県	会社員
神原 啓介	兵庫県	会社員
中川 隆司	兵庫県	会社員
徳永 健	兵庫県	会社員
徳永 博典	兵庫県	会社員
能登原 靖広	兵庫県	会社員
芦田 俊	兵庫県	会社経営
菜切 秀和	兵庫県	会社経営
東 恭子	兵庫県	喫茶店主

****	兵庫県	公務員
中田 孝成	兵庫県	行政書士
西山 彰	兵庫県	歯科医師
****	兵庫県	主婦
阿部 八代子	兵庫県	主婦
吉田 美佐子	兵庫県	主婦
高畑 百合	兵庫県	主婦
崎本 邦子	兵庫県	主婦
小林 憲子	兵庫県	主婦
中原 陽子	兵庫県	主婦
長谷川 清子	兵庫県	主婦
徳永 立子	兵庫県	主婦
南奉 広明	兵庫県	僧侶
関本 秀一	兵庫県	大学院生
****	兵庫県	地方公務員
前田 信夫	兵庫県	地方公務員
明石 照久	兵庫県	地方公務員
阿部 誠	兵庫県	地方公務員、神戸大学大学院法学研究科
佐藤 容子	兵庫県	弁護士
小林 鐵哉	兵庫県	無職
矢花 剛	北海道	医師
仁礼 久貴	北海道	会社員
高橋 信雄		自由業
濱 秀和		弁護士（濱・宇佐見法律事務所）
新山 美保子		薬剤師

6 連署者メッセージ

1. 研究者の任期制を、取り入れる研究機関が近年増加しつつある。任期制のもとでの研究者・教員の評価は大変困難であることが以前から予想されていた。そもそも研究のある時点で、決定的な評価判定がどこまで可能か（科学史を見れば、ノーベル賞級の研究でさえ予測困難である。参考文献：ノーベル賞の決闘、岩波、ウエイド著、丸山・林共訳）。仮にその評価作業を許容したとして、真に当該の研究業績評価をし得る研究者が審査する側に選ばれているかなども重要な点である。

上の記述に照らして考えると、今回の京大医科研の事件は、外部の専門の委員が当該研究者の業績を十分と評価していることから、その意見が取り入れられるべきであると思う。一般に内部の意見よりは、外部の研究者による評価の方が上位に立つと考えられるからである。更に外部の審査には、関連分野の研究者が十分含まれていたとされる。

それにもかかわらず、内部での意見を取り入れて再任を拒否するということは、到底理解できないものである。研究業績以外の因子が介在しているとしたら、問題外である。任期制度において、再任するか否かは、純粋に研究業績に基づいて行われなければ、この制度のメリットは全くなくなるからである。

以上の理由から、今回起こっている京大医科研の再任拒否の結論を不当と考える。(渡辺勇一・新潟大学・理学部)

2. 滝川事件や戦後のレッドパージを思い起こさせられます。歴史に学ぶ、とは、こういうことかと、思わせられます。しかし、現在は、ずっと多くの人々に連帯があると思われ、社会の進みを実感します。(白井浩子・岡山大学・理学部)
3. これでは、研究をしても、良い授業をしても職の保障はないことになります。とにかく、再任拒否の手続き上に瑕疵があると思います。

ところで、大学の任期制の場合、特に全学に導入された場合のことを考えると、任期途中での同意取り消しは教官の側からはできず、同意取り消しが即失職となることも問題ではないでしょうか？ 労働者の同意の要る企画業務型裁量労働制の場合も同意取り消しは条文には見あたりません。しかし、一般の会社で同意取り消しが即退職とは考えにくいと思います。また、企画業務型裁量労働制の場合は労使委員会の設置と議決、本人同意の必要性、期間1年が法に定められており、大学の任期制のような恣意的なものではないようです。

今回の再任拒否問題を広く大学人に知らせると共に、不当性を主張して行くことに賛成です。(古川泰・高知大学・農学部)

4. 任期制の安易な運用に強く抗議します。(神谷章生・北海道教育大学・教育学部)
5. こんなに業績もあり、かつ多くの患者さんに必要とされている方を何の理由も無く説明も無く辞めさせるのは、どうにも解せませんし、また人道的にまちがっているではありませんか？(患者さんを見殺しにするようなものでしょうから。) いったい、日本はいつからこんな理解不能な事態が起きてしまう国になってしまったのでしょうか。世間の猟奇的殺人事件よりもっと理解不能です。腹が立つ以前になにか薄気味悪さを感じます。(白井深雪・東京大学・大学院農学生命科学研究科附属農場二宮果樹園)
6. 数年前、大学教員任期制が導入された国会で、文教委員会の傍聴行動に参加した経験がありますが、言を左右にこの任期制は学問の自由を奪うものではない、と言い逃がれを繰り返し

ていた文部大臣の姿が思い浮かびます。

今我々はおしなべて、徐々に無権利状態の道へと導かれているようですが、今回の井上一知先生の件のような、極立って強権が発動された事態に際し、出来る限りの抵抗と主張を行なうことが、その道への墜落を回避する不可欠そして有効な行動だと思います。道理の無いことは必ず打ち破ることが出来ると信じます。

井上一知先生におかれましては、御研究のさなか、このような不条理な事件によって研究活動に支障を来たされ、その無念のお気持ちは察するに余りあるものですが、この件を通じまして先生が採られたお立場、即ち正しさは決して放棄しないという思想と行動、そしてそれを支持する全国の大勢の仲間の存在は、この事件で勝利されたあとの先生の御研究の展開の中に、大きく実を結ぶことと確信します。(林野友紀・東北大学・大学院理学研究科ニュートリノ科学研究センター)

7. 大学教員任期制法の悪しき側面が浮き彫りにされた例であると思います。法の精神に則った判断をしても、外部評価が優先されるべきです。(大出義仁・名古屋工業大学・工学研究科)
8. 大学に限らず、任期制の職場では、機械的に任期を切る契約でない限り、契約続行の可否判断には雇用者の主観が反映されるので、裁判所は機械的に門前払いをするべきではない。(麓信義・弘前大学・教育学部)
9. 任期制の恣意的な運用がまかりとおるようになると、大学の自由な発展は根底から揺るがされることとなります。仮に任期制が導入されても、再任条件、再任拒否の条件、その判定機関・判定システムなど、公明正大な科学的基準がなければ、またそうした公正な基準がきちんと適用されなければ、非科学的な利権・利害のぶつかり合う場になってしまうでしょう。
京都大学における今回の事件の判定は、全国的な重大な意義を持つと考えます。(永岑三千輝・横浜市立大学・商学部)
10. 外部評価委員会も高く評価する国際的な業績がお有りにも拘わらず、京大医学部が明確な説明をしないまま井上一知教授への再任を拒否したという今回の事件には、驚きを通り越して強い憤りを感じます。また、そもそも大学教員への任期制がどれほど公正・公平に運用されるのか従来から疑念を感じていましたが、今回の事件によって、任期制が大学によって恣意的に運用される危険性が現実のものになったという意味で極めて重大だと思います。歯止めのない任期制の導入には今後も強く反対していく必要があります。なお、医学部当局の不透明極まる決定のために、ご自分の研究環境を奪われた井上教授の悔しさや苦しみには想像を絶するものがお有りと思いますが、どうか今回の裁判を通じて当局の不当性を明らかにされますと共に、これまでの地位と研究環境を一刻も早く回復されますことを、心より祈念致します。(星野富一・富山大学・経済学部)
11. 大学自治をはき違えないで下さい。(野村修身・東京都・工学博士)
12. 高校の同級生の竹山です。井上君、大変ですね。任期制の問題点が問題点が明白に露呈された事態だと思います。世間は安易にその方向に流れていますが、問題大有りですね。知り合いの大学教員にもこの書名を回したいと思います。頑張ってください。(竹山清明・京都府立大学・人間環境学部)
13. 民主主義は日本国憲法の根幹です。いまその民主主義が危うい状況になっています。京都大学医学部という組織内で、職員の身分に関わる重大な問題が民主主義を踏みにじって行わ

れています。組織内の民主主義を潰すことは、日本全体の民主主義を潰していくことにつながります。憲法の番人である裁判所は、このようなことは許されない、憲法違反であることを確固として示すべきだ。(長谷川明・兵庫県・サラリーマン)

14. 大学人自らが、任期制を悪用する、こんないじめというか、村八分としか言いようのない、思慮のない愚行をすることに、法論理以前に、情けないというか、ものすごい憤りを覚えます。井上一知先生、後々のためにも、しんどいでしょうが、頑張りぬいてください。(比山節男・大阪経済法科大学・法学部)
15. 外部評価委員会による客観的な報告結果を覆した根拠が不明確です。今後の大学運営に関わる根本的な問題ですので十分な審議を希望します。(砂村眞琴・東北大学・医学系研究科消化器外科)
16. 大学教員の任期制は、各教員個人に対する権利侵害の面だけでなく、人事評価や異動に関連する膨大なエネルギーの浪費を大学組織に強要するという、組織に対するマイナス面も大きな制度です。制度の恣意的な運用をやめさせると同時に、このような制度自体の休止・廃止が、日本の学術の振興のために不可欠だと考えます。(岡田正則・南山大学・法学部)
17. このようにして、大学の自治が根本から否定される事態が徐々に、しかし確実に進攻している事態を深く憂慮しています。かつて大学にあって、大学の自治と民主主義の重要性とそれが日本の歴史と文化ともつ重要性を体験してきた一人として、今回訴訟を起された原告の先生に心からの連帯を表明するとともに、ぜひとも日本の教育と研究の自由が保障される判決が出されることを願って止みません。(* * * * 岐阜県・日本福祉大学名誉教授)
18. 戦うのには、体力、気力のエネルギーが、必要です、ストレスも大きい、と思う。正義のため、応援します。これからの、医学の発展のために、必要な先生です。(木塚たか子・東京都・税理士)
19. 大学が自ら決めた内規を自らの手で、ないがしろにすることは、大学が自分自身で、自治をふみにじるものである。社会はこうしたことを、大学の自治は大学の都合のよいときだけに主張されると受け取り、大学は自治の信頼性を失い、学問の自由の前提を崩すことにつなが。残念としかいいようがない。(* * * 琉球大学・医学部)
20. 阿部泰隆教授によれば、再生医科学研究所再生医学応用部門に関する申し合わせは1998年4月21日付で、これは井上教授が採用内定して、同年5月1日に発令される直前にあとから決まったもので、それに合わせて20日に同意書を事務官が取りに来たということで、公募の際には任期制のルールは示されておらず、同意の際この申し合わせも知らせていなかったということである。また京都大学再生医科学研究所任期制教官の再任審査に関する内規第九条は「協議委員会は、委員会による再任申請者の評価に基づき、再任の可否について審議決定する」となっている。従って委員会の評価が再任を可とする場合には、特段の事由がなければ再任は認められるはずであるが、結論は逆になっている。このように井上教授の採用内定後に任期制が決まり、再任手続きでも委員会の結論とは異なる決定がなされるというように、手続的に重大な瑕疵があり憲法31条の適正手続の下になされたとは到底言うことが出来ない。その場合に裁判所の救済を受けられないというのであれば、井上教授は裁判を受ける権利を奪われてしまう。このようなことは許されてはならない。(藤巻次雄・大阪府・弁護士)

21. この大学通信において教員の任期制導入に関する意見がいくつか取り上げられていますが、阿部泰隆氏の論文は傾聴に値すると思います。阿部氏は、京都大学再生科学研究所で起こった任期制教授の再任拒否事件について、「少なくとも、再任審査のルールを公正につくり運用しなければ違法違憲であると確信するに至った。しかし、京大にはそのようなしくみもなく、これを公正に運用しようとする理性もない。しかも、これは井上教授一個人の問題だけでなく、大学の崩壊をもたらす重大事件である」と述べている（大学通信 2003.06.02 <http://ac-net.org/kd>）。私は、任期制導入そのものに反対するものではないが、「再任審査のルールを公正につくり厳正に運用」しなければ、任期制が大学教員の自由な研究や教育に対する意欲を著しく阻害し、「大学の崩壊」さえもたらすものであることを十分に認識している。

そもそも、現行の大学教員任期制施行およびその運用に関する規則は、各大学部局の教授会によって決定されるため、同じ大学内でさえも部局によってバラバラで統一されていない。しかも、「学問の自由」と「部局の独自性」を建て前としているため、文部科学省や大学学長さえも一部局で決定された「内規」を変えることはできず、その決定を覆すこともできない。このような状況では、大学教員は実質的な再任審査の権限を握る部局教授会などの意向を恐れて、自由に研究を行ったり自由な意見を述べたりすることを控えるようになるかもしれない。大学教員に限ったことではないが、ただでさえ「長いものにまかれる」や「事なかれ主義」などが横行している大学の現状を考えると、現行の教員任期制のもつ危険性を無視すべきではない。京大再生研の例が示すまでもなく、法律的には問題がなくても公正な運用がなされたかどうか疑わしい大学人事など別に珍しいことではない。表面では公明正大を唱えながら、実質的には「談合」や「裏取引」で教官人事を決定している例など枚挙にいとまがないだろう。このことは、大学当事者なら誰でも知っていることではないだろうか。再任審査の権限が大学の部局教授会等に委ねられるとしたら、阿部泰隆氏の言うように「恣意的な免職制度」として悪用される危険性が大きく、今後、京大再生研のような事例が増えることは明らかである。

これら任期制に係わる問題は、任期制導入を押し進めようとした過程で、ことが反発の強い人事問題だけに、とりあえず個々の部局に責任を「丸投げ」して、なし崩しに任期制を実行させようとした文部科学省の狡猾な「及び腰」のツケが回ってきたのではないのか。本来なら、文部科学省と大学当局が責任をもって抜本的な大学人事制度の改革を行い、任期制に対する統一指針を打ち出すべきである。大学の「外部評価制度の導入」に関しても同様な過ちがあったため、現在では国によって定められた「客観的な評価制度」に改められていることを思い起こしてほしい。任期制導入のような個々の教官の将来に直結する重大な制度は、大学の一部局教授会の「内規」などに委ねるのではなく、せめて、大学全体の制度改革の一環として検討して公正なしくみを構築するべきではないだろうか。現行のような中途半端な任期制では文部科学省の目指す「研究教育の活性化」など望むべくもなく、「百害あって一利無し」といわれてもしかたがないのではないか。

群馬大学生体調節研究所

教授 立元一彦

22. この裁判はきっと日本の大学の歴史に残ると思います。原告が勝てば明るい未来へのともしびとして、負ければ暗黒社会への入り口の墓標として。したがって、勝たねばなりません。（佐藤清隆・広島大学・大学院生物圏科学研究科）
23. 国や組織は人間を支配するためにあるのではなく、個々の人間1人1人のために、個人のレベルではできないサービスを提供するためにあるのです。何においても、国や組織を運営す

る一握りの者の利益を個々人の利益より優先することは絶対に許しません。今回のように、組織の意志で、理由も無く個人をどうこうすることなど論外です。

ここ数ヶ月で急激に権力者の暴挙が横行するようになってきていると思います。メディアも当てになりません。不当な出来事が起こる度に、不安に駆られます。安心して研究をすることができません。(****・筑波大学・数理物質科学研究科(大学院生))

24. 教官再任制の主たる目的は研究や教育に熱心でない教官を排除することにあります。公平を期するために、他大学から専門的に優れた評価委員が再任審査を行います。ところが京都大学再生医科学研究所(再生研)の協議会は外部評価委員(7名)全員一致して井上一知教授の再任を答申したにもかかわらずこれを無視し再任を拒否しました。再生研の所長はその理由を明らかにせず、本人に弁明の機会も与えません。さらに奇怪なことに所長は外部評価委員に答申の内容を書き換えるように働きかけています。

もし京都地裁が井上教授の訴えを門前払いするようなことがありましたら、再任拒否の理由は永久に闇にほうむられることとなります。そこには、学問(研究)の自由も人権もありません。このまま放置すれば井上教授だけの問題に終わらず、第2第3の同様な事件が起こることは目にみえています。研究者が安心して良い研究にとりくめない事態は、国民にとって大きな損失であります。

私の知るところでは、井上教授は外科医として専門性にきわめて優れ多くの患者さんの命を救っておられます。

国外では、米国の権威ある外科の研究誌「ArchivesofSurgery」の編集委員(世界で7名、アジアで一名)に選ばれ、来年には日本臓器学会の会長として国際臓器学会と合同で国際会議を開催されます。国内においても昨年には、医学関連学会のわが国における最高峰である日本医学会の100周年記念の7名のパネリストの一人に、日本外科学会を代表して選ばれ特別講演をされました。また昨年には、世界に先駆け日本再生医療学会の設立に中心的役割を果たし初代会長として学会を主宰しました。学問の自由の崩壊を防ぐために是非公正な御裁断をよろしくお願い申し上げます。(大熊正人・京都大学*・医学部)

25. 必要人をなぜ失職へ?井上先生が邪魔な人がいるんだとしたら、その人こそ失職へ追いやられるべし!(石田佳子・京都府・会社員)
26. 私は製薬会社に勤務する研究者ですが、私の知る井上教授は教育者としても研究者としても医者としても第一人者であり、患者のために日夜研究をされる先生であります。国内における再生医療はこれからであり、先生を中心とした学会活動を拝見しても 今先生の研究を停止することは国内医療 発展の遅れをまねき、強いては、治療法の進展を待つ患者さんの心情を思うに耐えがたい事であると推察いたします。(吉野昇・京都府・会社員)
27. 専門の学者七名よりなる外部評価委員が、全員、再任に賛成したのに、教授会で、無記名投票の結果、再任賛成者が過半数にならなかったということ自体尋常ならざるものを感じます。業績審査を一旦付託した委員の意見を採用しないというのなら、相応の明確な理由を提示する必要がありますでしょう。わたくしは病院の倫理委員会をしております。移植医療から再生医療に流れが変わってきている今日、井上先生のご活躍を心よりお祈りするものであります。(岡田眞美子・姫路工業大学・環境人間学部)
28. 再任拒否手続きの過程において、「公開性」や「説明責任」の点で瑕疵があると思いました。今日、いかなる組織であれ、対社会的な「公開性」「説明責任」を果たせない場合は、そこ

に不正～不法行為が隠れている可能性があります。断固、公の場で、解明すべきです。(長嶋隆・聖マリアンナ医科大学・医学教育研究室)

29. 遅ればせながら署名の趣旨に賛同いたします。(木村浩則・熊本大学・教育学部)
30. 私と井上一知教授とは、専門の消化器病学、生理学、膵臓病学、再生医療学の領域で20年以上の研究面での交流があります。井上先生が、これらの分野における学術面で多大な功績をあげられてきたことは、私たちの分野では周知の事実であります。井上先生は最近、再生医療学会の立ち上げにご尽力され、その社会的貢献も極めて大きいものがあります。このような学術的にも社会的にも有用な人材が、明快な理由なく再任が拒否されるシステムは、井上教授個人の問題に留まらず、今後、わが国の学問と社会の発展に大きな障害となります。外部の評価委員会の評価に反する決定がなされる場合には、相当の理由を明示することが不可欠であり、これを欠く今回の決定に関して適切なるご判断をいただきたいと、お願い申し上げます。(成瀬達・名古屋大学・大学院医学系研究科 分子総合医学 病態修復内科学)
31. 私は、井上一知先生には十数年前より膵疾患のみならず消化管ホルモンに関する研究でご指導を受けており、大変尊敬している先生です。京都大学再生医療研究所に移られてからは、カプセル化膵ラ島移植の研究を推進され、その臨床実用も間近となっており、若年者糖尿病患者(I型糖尿病)にはまさに福音となるものと確信しております。ところが、突然京都大学から「教授再任拒否」とのニュースを聞き、全く信じられませんでした。再任拒否の理由が分からなく、全く理解できません。
- このままでは、先生の研究が頓挫してしまい、医学会にとっては大きな損失になるものと確信しています。私は研究室を数回訪問したことがあるのですが、先生の研究内容のみならず、先生のお人柄にもひかれて沢山の研究者(なかには私の友人も多いのですが)が集っており、活発な研究がなされているのを目の当たりにしております。これは先生お一人の問題ではありません。
- 良識ある判断を切に望みます。(伊佐地秀司・三重大学・医学部第1外科)
32. 再任拒否理由の明示がなされていないことが最大の問題点だと思います。(相見良成・滋賀医科大学・分子神経科学研究センター)
33. 社会通念上、教授職再任拒否は何であれ、京大医学部教授会が明解にして本人も納得可能な理由を明示するという法治国家のルールを厳守されていない事にただ驚いていると同時に、国民として抗議すべきである筋合いのものと考えます。(古池克己・京都府・児童文学作家)
34. 命を助けていただきました井上先生には、是非とも正義を勝ち取っていただきたいと存じ上げます。家族皆で応援させていただきます。(松浦正明・京都府・無職)
35. 私の父の命を助けていただきました井上先生には心より感謝申し上げます。是非とも正義を勝ち取っていただきたいと存じます。(横川総一郎・京都府・会社経営)
36. いったいこれは、70年前、滝川幸辰先生の事件のときには学問の自由と大学の自治を守ろうとした京都大学の行うべきことでしょうか。学問と研究の自由独立の意義と尊厳を高らかに謳い、純粋な学問の府としての機能がはぎ取られつつある今日の大学の行く末に対する警鐘を世に響き渡らせる闘いであると思います。井上先生、阿部先生、どうかがんばってください。(阿部誠・兵庫県・地方公務員、神戸大学大学院法学研究科)

37. 大学の教官が安心して、学問研究をすることができる体制にするべきです。そのためには、今回の京大事件は勝利してほしいと考え署名しました。(高橋信雄・自由業)
38. 応援しています。頑張ってください。(柿本多鶴子・福岡県・主婦)
39. 由々しきことです。(****・富山大学・経済学部)
40. 署名の趣旨に賛同いたします。(高橋雄一郎・東京都・弁護士)
41. 私の署名が少しでもお役に立つことをお祈りいたします。(花岡茂・大阪府・会計事務所職員)
42. 何のために外部評価を依頼するのか、それは身内である研究所内の人間だけでは公平な評価が期待できないからこそ外部評価をおこなったのであろう。適正な方法であるにもかかわらず今回の結論は私にとって全く理解できない暴挙だと感じる。日本の大学の閉鎖性、異常性が表れた恥ずかしい事例である。研究所の教授会は是非胸に手を当てて自分たちが出した結論をもう一度考え、修正して欲しい。(百瀬弥寿徳・東邦大学・薬学部)
43. 暗黒の行政裁判の中ですが民主主義の実験室として果敢に裁判に取り組みましょう。こんなでたらめを広く諸外国に知らせ永久に裁判の間違いを歴史に刻み込む勢いを裁判官に知らしめていくためにも署名は効果がありますよ。(戎野浩史・徳島県・日和佐町議会議員)
44. 現在の日本は軍国主義国家へ向けて、憲法無視、民主主義の形骸化、人権無視が日常茶飯事となっている。いわゆる、戦争へ向けて物言わぬ国民づくりが小泉内閣の大きな目的の一つである。大学の法人化や、この事件はその大きな一環であり断じて許してはならない。私も微力を尽くします。阿部泰隆先生どうか宜しくお願いします。(藤田恵・徳島県・著述業(前徳島県木頭村長))
45. 再任を勝ち取られるまで、頑張ってください。(柿本幸雄・福岡県・会社員)
46. 非常にゆゆしき事件だと思います。今回のケースは「上司の顔を見ながら仕事をしないと職が奪われる」という事態と認識しています。今回のケースが横行することにより、大学教授が研究活動に集中できる環境が作られないことで日本の研究活動の発展が遅れるだけでなく、外部評価制度そのものへの不信感も募り、ひいては日本の企業や団体の今後のあり方にも大きく影響します。少しでも井上教授の助けになればと思い、署名に参加します。がんばってください(****・大阪府・会社員)